議案第９２号

霧島市牧園Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市牧園Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市牧園Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市牧園Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第131号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

プール	専用使用	全面	１時間につき 2,880 円
		一部（１コースにつき）	１時間につき 480 円
	個人使用	一般	１回につき 240 円
		高齢者（65 歳以上）	１回につき 120 円
		児童生徒	
		Ｂ＆Ｇクラブ会員	
		牧園海洋クラブ員	
		未就学児	無料（保護者の同伴を必要とし、当該保護者は有料とする。）

」を

「

プール	専用使用	全面	一般	１時間につき 3,960 円

ル			高齢者（65歳以上）、児童生徒	1時間につき1,980円
		一部（1コースにつき）	一般	1時間につき660円
			高齢者（65歳以上）、児童生徒	1時間につき330円
	個人使用	一般		1回につき330円
		高齢者（65歳以上）		1回につき170円
		児童生徒		
		Ｂ＆Ｇクラブ会員		
		牧園海洋クラブ員		
		未就学児		無料 （保護者の同伴を必要とし、当該保護者は有料とする。）

」に改め、同表備考第５号中「を使用する場合」を削り、「場合を除く。)」の次に「又はプールを使用する場合」を加える。

別表備考第９号中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

⑷　構成員の半数以上が⑴から⑶までに掲げる者である団体

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の霧島市牧園Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。